

新規市場開拓型ベンチャー発展支援事業 仕様書

【事業名称】 新規市場開拓型ベンチャー発展支援事業

【履行期間】 契約締結日～2020年3月31日

1 事業概要・目的

産業構造の大転換が見込まれるなか、大阪が持続的に成長していくためには、次代の産業を担うベンチャー企業を次々と生み育てていく「ベンチャーエコシステム」の構築が必要です。

しかし、大阪は海外や首都圏などと比べ、ベンチャー成長環境に格差があり、ベンチャー企業のコミュニティが少なく、有望なベンチャー企業が育つ一方で、東京圏への流出も懸念される状況にあります。また、ベンチャーエコシステムを定着させるためには、大阪で起業を志す人の目標となるベンチャー企業のロールモデルを多く輩出する必要がありますが、ロールモデルの候補となるレイター期に移行する企業は未だ少ない状況にあります。

こうした状況の中で、大阪府では、近畿経済産業局、大阪市、堺市、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人関西経済同友会と連携し、「大阪ベンチャーエコシステム推進連絡会議」を設置し、オール大阪でベンチャー企業がグローバルに成長できる環境を整備し、国内外のベンチャー企業に大阪を起業・成長の地として選んでいただき、大阪から世界レベルのリーディングカンパニーの輩出を目指す取組みを進めているところです。

今般、その取り組みの一環として、大阪でのベンチャーエコシステム定着と将来の大阪発のロールモデルとなる企業の発掘、成長支援を目的に「新規市場開拓型ベンチャー発展支援事業」を実施します。本事業では、まだ世の中にない新たな価値を自ら創出し、急速な規模拡大を志向し、大阪からグローバルを舞台に市場を求める、ベンチャー企業を対象として、その成長速度、成功確率を高めるための支援を行います。

なお、事業の成果指標としては、支援対象企業の事業拡大を確認するものとし、支援対象企業の半数以上が支援後3年以内に売上4倍以上、ユーザー数4倍以上、雇用2倍以上のいずれかを達成することを目標とします。

2 委託業務の内容及び提案を求める事項

次の(1)～(5)について実施してください。

(1) 成功起業家等によるプロデュース

大阪のベンチャーエコシステムの定着及び将来のロールモデルとなる企業を育成するため、自ら事業を立ち上げ、創業した企業を株式の新規上場や事業売却に至らせた経験のある成功起業家等(※)が、事業全体の計画及び実施を統括する。また成功起業家等は、その経験や人脈を活かして、多くの支援関係者と連携し、支援対象企業の成長を促進させ、事業の成果を高める。

(提案を求める事項1)

プロデュースする成功起業家等については、経験や人脈等の資質、本事業への参画及び大阪のベンチャーエコシステムの定着にかける意気込みを十分に持っている者を提案すること。

※成功起業家等とは

創業した企業を株式の新規上場に至らせた経験のある起業家、もしくは連結純資産の額を10億円以上に至らせた経験のある起業家をいう。

(2) 支援対象企業の募集及び審査・選定

本事業では、大阪でのベンチャーエコシステム定着と将来の大阪発のロールモデルとなる企業の発掘、成長支援を目的としていることから、幅広い関係者に本事業への関与を期待しており、募集においては、企業からの直接の申込みを受け付けず、ベンチャーキャピタルをはじめとした支援機関の推薦を経るものとする。なお、審査においては、成功起業家等の目利きにより、ビジネスプランや経営者の人物等を書類、面談により行うものとする。

支援対象となる企業は、以下の条件を満たすものとし、10社以上の申込み、5社以上の支援対象企業を確保することとする。

- まだ世の中にない新たな価値を自ら創出し、急速な規模拡大を志向し、大阪からグローバルを舞台に市場を求める、ベンチャー企業。
- 大阪府内に拠点を有する者。または本事業の期間中に大阪府内に拠点を設ける意思のある者。
- ビジネスプランが構築され、原則年商1億円以上の売上が存在すること。

(提案を求める事項2)

支援機関から多くの支援対象企業が推薦される仕組みを提案すること。また提案においては推薦を行う支援機関や審査員の候補、審査基準の案を示すこと。

【留意事項】

- 推薦する支援機関が特定の機関に偏らないよう多様な機関から推薦される仕組みであること。選定に至らなかった企業に対しても推薦を受けた有望な企業としてリスト化し、本事業において提供されるオープンな交流機会等については、情報提供を行うこと。
- グローバルを舞台に市場を求めるベンチャー企業を支援する観点から、企業の募集においては、近年増加する外国人起業家が経営する企業も含め広く対象とすること。

(3) アクセラレーション(※) 業務

選定された支援対象企業に対して、その成長速度、成功確率を高めるため、ベンチャー企業の育成において幅広いネットワークを持つ支援機関や豊富な経験を持つ成功起業家等とのネットワーク形成やメンタリングなど事業発展に資する支援を行う。

※アクセラレーションとは

定期的・継続的な対話や助言によって自発的な成長を促すメンタリングや、他のベンチャー企業や支援者等との人脈を作るネットワーキングなどの支援を通じて、ベンチャー企業の成長を加速させることをいう。

(ア) ネットワーク形成支援

首都圏や海外で活躍するベンチャー企業の育成において幅広い情報と人脈を持つ支援機関、自社の事業拡大等により豊富な経験を有する先輩経営者、将来の販路開拓や事業連携の可能性を持つ大手企業経営者・経営幹部など、支援対象企業が単独では接点形成し難い人物等とのネットワーク構築の場を開催する。

なお、ネットワーク構築の場は 6 回以上開催するものとし、原則支援対象企業の経営者が参加するものとする。ただし、開催数の半数までは CFO、CTO など経営幹部向けのネットワーク構築を目的としたものも可とする。

(提案を求める事項 3)

ネットワーク構築の対象となる人物等の候補を提案すること。提案においては、それら候補が支援対象企業に提供できる価値を示すこと。

(イ) 成功起業家等によるメンタリング

支援対象企業の成長速度、成功確率を高めるため、経験豊富な成功起業家等に経営や組織運営等に関する相談や助言、人脈紹介の機会を得られるよう、支援対象企業に対して適任なメンターを担当として選定・配置する。

(提案を求める事項 4)

メンターの候補をあげるとともに、メンターを質的かつ量的に確保し、効果的に選定、配置する方法について提案すること。

(ウ) コミュニティ形成支援

支援対象企業の成長促進と大阪のベンチャーエコシステムの定着のため、支援対象企業同士が相互に情報交換、人脈紹介などを行うための関係構築や支援対象企業と大阪・関西のベンチャー企業支援関係者（経済界、大学、金融をはじめとする支援機関、コミュニティ）が交流する機会をもうけ、支援対象企業と周囲の関係構築を促進し、大阪・関西での活動基盤を強化する。

(提案を求める事項 5)

支援対象企業の成長に資する企業同士の関係構築や支援対象企業のネットワークが広まる手法（交流イベントの開催等）について提案すること。

【留意事項】

大阪府では関西の複数の大学等と連携し、大学生を中心とした若手人材とベンチャー企業の交流、インターンを促進している。支援対象企業のネットワークを広めるためのコミュニティ形成においては、支援対象企業のニーズを踏まえたうえで、同取組みとの連携も行うこと。

(4) 情報発信業務

本事業の成果を高めるためには、本事業及び支援対象企業の認知度向上が不可欠である。そのため、本事業の総合サイトの開設や SNS での情報発信を行うとともに、ベンチャー企業支援関係者等が多く集う首都圏でのイベントの開催やベンチャー企業関係者の多くが目にする全国区のメディアへの掲載等により、本事業及び支援対象企業の認知度を高めるための取組みを行う。

(提案を求める事項6)

本事業及び支援対象企業の認知度を高めるための効果的な情報発信の取組みを提案すること。

【留意事項】

メディアでの掲載においては、スポットでの取扱いでなく、同メディアとの連携による特集などで一定期間情報発信が継続すること。

(5) 事業全般

本事業の支援終了時に支援対象企業に対し、アンケートを実施し、その結果を大阪府へ報告すること。

※本事業の成果指標は支援終了後 3 年以内の達成を求めています。2020 年 3 月時点の企業の状況や支援に対する満足度、支援による効果、改善点等を調査してください。

(提案・記載を求める事項7)

- ・本事業全般の認知を高めるよう、本事業の愛称を提案してください。
- ・本事業を効率的、効果的に行うための実施スケジュールを提案してください。
- ・本事業に関する現状の認識や事業実施についての基本的な考え方について、特に大阪におけるベンチャーエコシステム及びベンチャー企業の支援という観点から記載してください。
- ・事業を受託するにあたっての強みについて記載してください。
- ・類似の事業運営実績やその成果があれば記載してください。

(パンフレット等があれば添付可)

(上記(1)から(5)までの留意事項)

- ア (1)から(4)について、関西で公民それぞれに創業・ベンチャー企業支援が実施されていることに鑑み、他団体の実施する支援事業との連携について工夫すること。
- イ 交流会等に係る飲食費は支援事業費に含まないため、必要となる場合は受託者において実費を別途徴収するなどの方法により対応すること。
- ウ 受託者及びその役員や構成員が支援対象企業に自ら投融資する場合、投融資額及び必要経費に本事業費をあてないこと。

3 その他

(1) 事業の分析・評価の実施等

本事業や今後の府の施策に活かすため、本事業の実施において判明した課題やニーズなどについて調査・分析し、随時事業に反映させるとともに大阪府へ報告してください。

(2) 関係者との連絡・調整

本事業の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、府と十分協議を行いながら進めてください。また、本事業に必要な関係者との調整を行ってください。

(3) 事業実施体制について

業務遂行のための適切な人員体制(スタッフ構成)や全体スケジュール、コンプライアンス、個人情報保護、守秘義務の遵守に関する組織内体制について、十分に整備してください。

(4) その他

提案内容については、府と協議を行いながら真摯に履行してください。

別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席してください。

ホームページ、ブログ及びSNSなどインターネットの活用においては、公の事業として不適切な内容とならないよう、記事の掲載に留意してください。

4 委託費の上限

委託費の総額は6,278千円(税込)を上限とします。

5 委託事業の一般原則等

(1) 支援対象企業等関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払ってください。また、他の機関等に関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手順により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じてください。

(2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけてください。

(3) 本事業の実施で得られた成果、価値、情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属してください。

(4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従ってください。

6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存してください。

7 委託事業の実施状況の報告

(1) 受託事業者は契約締結後、毎月委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告してください。

(2) 受託事業者は、事業終了時に事業全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を大阪府へ報告してください。

(3) 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、これに協力してください。

8 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行してください。